

請願第 11 号「鷹の台駅前整備はロータリーに限定せず見直しを求めることについて」について、生活者ネットワークを代表し反対の立場で討論いたします。

本請願は、安全性や利便性の向上を図るなどの目的で進められている鷹の台駅前広場の整備事業に対し、より良い提案の可能性が残されているとして事業を一旦停止し代替案の検討を求めるものです。

審査当日までに署名人数は 1364 名となったことが分かりました。これは請願者のみなさんが熱意をもってこの問題に取り組まれてきたこと、そして玉川上水や小平中央公園を擁する鷹の台駅周辺の、緑豊かな環境をいかした潤いのあるまちづくりを望む声が多く集まった結果であると受け止めています。

一方で、道路を含む駅前広場の整備については市と交通管理者である警察署、さらに公安委員会との道路法規等に基づく調整が必要であり、これまでにロータリーを設けない案も含めて検討・協議を進めてきたことや、6月の請願第6号「鷹の台駅前広場整備について市と市民が協働する場を設けることについて」の審査でも、2年もの調整期間を経ていることが明らかになりました。長年にわたり、駅前の通勤・通学時の安全性や高齢者や障がい者をはじめとする交通困難者の利便性向上などの交通課題への解決が求められてきた経緯についても、同様に重く受け止めるべきと考えています。

反対する最も大きな理由としては、請願者から出された代替案が、交通管理者からみて交通法規上推奨できないものであるという判断があったということです。

交通管理者は本線を大切に考えており、左側への駐停車のためにはやタクシーや障がい者優先スペースなど特定目的の専用スペースを交通法規で定められたルールに則り白線で設ける必要があること、一般車両が安全に停めるスペースを確保するためにロータリーを設置する必要があるとのことでした。生活者ネットワークでは専門家を招いて現地を改めて調査しましたが、その際歩道の幅など直線案では安全性に問題があるとの指摘を受けました。

また、将来的に公共交通の駐車場を設けることを想定し場所を確保していくことについては、生活者ネットワークとしても期待をしているところです。

もともと確保できた用地が限られていることから、工期を延長したとしてもこれ以上の交通法規に則った線計の検討は難しいと判断しました。

審査のなかでは、請願者側のふたつの提案のうち、とくに一つ目は実現の可能性がある案という説明のうえ署名を行っていたことを確認しましたが、市が12月1日に提案1について交通管理者から採用できないということを改めて確認したという経緯が明らかになりました。

他市で採用されている例もあるとのことでしたが、どのような状況下でそう判断されたのかが明らかにならず、なにより交通管理者から原則認められないとされている案について、会派としても容認することは難しいという判断に至ったものです。

最後に、今回の請願審査においても、また 6 月の請願の際にも申し上げたことではありますが、やはりこうした請願が出される背景には、市の情報提供や意思決定のプロセスが市民の方々にきちんと届いていない、納得されていないことからくる不信感があると考えます。

市内で開発が行われる際、その場所の課題をどう考えるか、市と市民がお互いに意見を出し合うところから始めて、ゴールのイメージやお互いの役割を確認していく機会をつくり、そのプロセスを適宜情報開示していくことは何より重要であると捉えています。

今回の駅前広場事業については、市としても緑地にある樹木を全て伐採するのではなく、専門家とも協議し可能なものは移植して活用するなど様々な検討を重ねてきていますが、専門的な部分や法律上の観点から市民が思うような形にならなかったとしても、緑豊かな環境をいかした潤いのあるまちづくりを望む多くの声を重く受け止め、できる限りこれからの事業に活かしていくことを要望し、反対の討論といたします。